

令和4年度 介護保険施設等運営指導 実施計画

1 指導重点事項

- (1) 高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束に係る行為及びそれを与える影響について理解しているか、防止のための取組みを行っているか。
- (2) ケアマネジメントプロセスの中でサービス提供事業者としての役割を担っているか。利用者毎のニーズに応じた一連のケアマネジメントプロセスの重要性を理解しているか、ヒヤリングを行い、サービス提供事業者として実践しているか。
- (3) 基準等に規定する運営体制のうち、従業員の員数及び勤務体制が確保されているか。
- (4) 報酬基準に基づいた実施体制の確保や、基準の算定条件に基づいた運営及び介護保険給付の適正な請求が行われているか。算定の根拠となる記録等が適切に整備されているか。
- (5) 各種加算及び減算の考え方等の理解がなされているか。基準に沿った介護報酬が請求されているか。

2 指導対象の選定

(1) 指導対象

令和4年4月1日に現存(休止を除く。)する事業所及び年度途中で指定を受けた事業所

(2) 選定方法

- ア 前年度運営指導が延期になった事業所を優先する。
- イ 令和4年度中に指定更新を迎える事業所。指定有効期間中に少なくとも1回以上は運営指導を行うようにする。
- ウ 次の(ア)～(オ)の事業所
 - (ア) 新規指定後1年未満の事業所
 - (イ) 前年度の運営指導で特に指導事項の多かった事業所
 - (ロ) 前年度の集団指導に不参加の事業所
 - (エ) 高齢者向け住まい併設の居宅サービス事業所
 - (オ) 老人福祉施設の一般監査を行う事業所
- エ 前年度に虐待通報のあった事業所、苦情や相談のあった事業所

3 実施方法

介護保険施設等運営指導マニュアルに基づいて実施する。